

大阪大学総合学術博物館運営委員会規程

(趣旨)

第1条 大阪大学総合学術博物館(以下「博物館」という。)規程第6条第2項の規定に基づき、この規程を定める。

(審議事項)

第2条 総合学術博物館運営委員会(以下「委員会」という。)は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 管理運営の基本方針に関すること。
- (2) 予算及び施設に関すること。
- (3) 総合学術博物館長(以下「館長」という。)の候補者の選考その他教員人事に関すること。
- (4) その他博物館の管理運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 館長
 - (2) 附属図書館長
 - (3) 博物館から選ばれた教授又は准教授若干名
 - (4) 各研究科(大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所を除く。)及び各附置研究所から選ばれた教授又は准教授各1名
 - (5) サイバーメディアセンターから選ばれた教授又は准教授1名
 - (6) 全学教育推進機構長
 - (7) その他委員会が必要と認めた者
- 2 前項第3号から第5号までの委員の任期は、2年とする。ただし、委員が任期中に辞任した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に支障のあるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、特に定めのある場合のほか、委員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(企画委員会及び湯川記念室委員会)

第7条 委員会に、企画委員会及び湯川記念室委員会を置く。

2 企画委員会及び湯川記念室委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、共創推進部社会学共創課で行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 大阪大学総合学術博物館設置準備委員会規程(平成13年9月19日制定)

(2) 大阪大学総合学術博物館設置準備委員会専門委員会規程(平成13年9月19日制定)

附 則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成20年10月1日から施行する。

2 この改正施行後最初に委嘱される世界言語研究センターの委員の任期は、第3条第3項本文の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(抄)

(施行期日)

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成 29 年 8 月 26 日から施行する。
- 2 この改正施行後最初に委嘱される第 3 条第 1 項第 3 号の委員の任期は、改正後の同条第 2 項の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。